

由布市地域公共交通活性化協議会規約

平成22年 3月11日制定

(目的)

第 1 条 由布市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を大分県由布市庄内町302番地由布市役所内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 5 条 会長は次条第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 副会長は、次条第2号から第7号に基づき委員となるべき者の中から、1名を選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第 6 条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 由布市長又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
- (3) 公共交通事業者の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (6) 市民又は利用者の代表者
- (7) 大分県、道路管理者、大分県警察その他市長が必要と認める者

- 2 第1項第1号から第5号まで及び同項第7号に掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、由布市総合政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を1名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年 3月11日から施行する。